

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、株式会社ジェイ・イー・サポート長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、株式会社ジェイ・イー・サポート（以下「ジェイイー」という。）が実施する長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(手数料の区分)

第2条 長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務に係る手数料は、別紙に定める長期優良住宅技術審査料金表により、各所管行政庁が定める区分に応じた手数料とする。

2 所管行政庁からの依頼による場合の技術的審査料金については、所管行政庁との契約に基づくものとする。

(特別区域における手数料の設定)

第3条 ジェイイーにおける本店、支店又は事務所の担当業務区域において、地域の実情等により必要と認める場合で業務の一部が省略できる等、合理的な理由がある場合は、長期優良住宅技術審査料金に定める手数料の額についてそれぞれ当該手数料の額を超えない範囲で、別に手数料を定めることができる。

(手数料の減額)

第4条 長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務に係る手数料は、次に掲げる場合は減額できるものとする。

- (1) 設計住宅性能評価等を同時に申請するとき。
- (2) 多量の申請が継続して見込める又は地域の実情等により必要と認められるとき。

(手数料の増額)

第5条 長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務に係る手数料は、次に掲げる場合は増額できるものとする。

- (1) 申請者の都合により業務期日を延期する場合など、ジェイイーの責めに帰すことができない事由によりジェイイーの業務量が増大するとき。
- (2) 審査中に、申請者の依頼その他の事由で再審査が必要になったとき。
- (3) 申請者の依頼で、通常処理期間より早期に評価を行うとき。

(手数料の返還)

第6条 収納した手数料は、返還しない。ただし、ジェイイーの責に帰すべき事由により適合証の交付ができなかった場合においては、この限りでない。

附則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

改定 平成23年9月1日

改定 平成26年4月1日

改定 平成30年12月1日